
令和4年 第2回定例会

一般質問 松本 洋之議員

令和4年 6月16日

▶質問

質問通告に従い、順次質問をさせていただきます。

防災の取組についてお伺いをいたします。

まず初めに、ブロック塀等改修工事助成事業についてお伺いをいたします。この事業については、田島議員も何回となく取り上げてまいりましたが、この事業が今年度いっぱいのもので、改めて本区の考えをお聞きいたします。

本区では、平成30年6月18日に発生した大阪府北部の地震を機に、いち早く大田区ブロック塀等改修工事費助成金交付要綱を策定し、助成金の交付を通じて危険なブロック塀の改修促進に取り組んでまいりました。このことについては高く評価をしています。この事業は、令和2年度までの時限措置としてスタートいたしましたが、令和2年度には通学路沿いのブロック塀などに特化して、助成率を2分の1から3分の2に、危険な塀の撤去や、より安全なフェンスの設置に対する助成上限額をそれぞれ12万円から16万円に拡充し、令和4年度末までの時限措置として再スタートいたしました。

平成30年9月以降、区のブロック塀改修等に関する助成実績としては、昨年8月末時点までにブロック塀等改修工事助成事業が33件、狭あい道路拡幅整備事業で79件、生垣造成助成及び植栽帯造成助成で8件、合計120件となっています。そのうち通学路沿いのブロック塀は23件ありました。また、区が大阪府北部地震発生後に通学路沿いの私有地におけるブロック塀を調査したもののうち、高さ2.2メートルを超えるもの124件と、劣化等がある塀23件、合計147件について再調査を実施し、その結果、助成制度を利用した2件を含む33件が改修をしており、未改修のものは残り114件となりました。

まずは各学校が通学路において劣化等のある塀を含めた危険な箇所をちゃんと把握しているのかどうか、子どもたちに注意が促されているのかどうか、見解をお聞かせください。また、通学路の変更に向けた検討について、教育委員会としての見解をお聞かせください。

これまでの取組として、この未改修の114件については、ブロック塀等改修工事助成事業のパンフレットを個別に配付するとともに、劣化等のある塀の所有者の方には、教育委員会と連携して戸別訪問などの取組を実施していただいているようでございますが、その後、改善された件数、取組

状況等、未改修のものはあと幾つあるのか、それがリスト化されているのか、お知らせください。

この事業は今年度末までの事業となっておりますが、今後も通学路沿いの危険な塀の所有者に対して改修を促す働きかけをより強化し、一件でも多く危険な塀の改修が進むように引き続き推進していただきたいと考えます。その際、改めて助成率や助成上限額の検討、またブロック塀等改修状況の公表など、検討すべきこと様々あるかと考えます。まちづくりとしての見解をお示してください。

さて、東京都は、首都直下地震の被害想定を10年ぶりに見直しをいたしました。最も大きな被害が想定されたのは、冬の午後6時に風速8メートルの中、都心南部直下地震がマグニチュード7.3で起きた場合です。全壊する建物はおよそ8万2200棟に上り、火災でおよそ11万2200棟が焼失するとしていて、こうした被害によって、およそ6150人が死亡し、けが人は9万3400人余りになるとしています。今回の死者の想定は、前回より3割余り、およそ3500人少なくなっています。また、全壊の建物も3万4000棟余り少なくなっています。

被害想定が少なくなったことについて、都は、今の耐震基準に基づいた住宅が増えて9割以上になったことや、木造住宅が密集する地域が半減したことなどが理由だとしていますが、本区の木造住宅密集地域の不燃化はどこまで進んだのか、その現状と、4月に組織編成を行い、用地課を新設されましたが、今後の展開をお知らせください。

今回の想定では、生活に及ぼす影響やライフラインなどへの被害が地震の後どのように変化するか、1か月以上にわたって時系列で具体的に示した災害シナリオを新たに盛り込まれたところが特徴と言えます。その中には、緊急車両の通行の確保が必要な緊急輸送道路でも、一部で沿道の建物が断続的に倒壊するなどして、およそ40%の区間で時速20キロ以下の渋滞になるとしています。さらに、幅の狭い道路では沿道の建物の倒壊が増え、特に環状7号線と8号線の間や、町田市南部などでは、こうした細い道路が通れなくなる地域が多くなるとしています。このため、陸路で移動する場合、消防や自衛隊の現場到着や、緊急派遣された災害派遣医療チームDMATの活動開始が遅れる可能性があるとしています。さらに、ヘリポートや格納庫で液状化現象が起きると出動に影響が出るほか、公園や学校のグラウンドに避難者が集まることで救助のヘリコプターが着陸できないおそれもあります。また、地震が起きてから数日後には、道路の被害などによっては燃料の供給が遅れ、災害対応車両の活動に影響が出るおそれがあると指摘しています。

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業については、国の制度改正により、国と区の助成制度が統合されています。この事業についても耐震改修工事助成の期限が迫っていて、今年度中までに改修設計に着手していなければなりません。こちらも沿道の建物が倒壊しないよう、一件でも多くの所有者がこの助成事業を活用して耐震改修を行っていただく必要がありますが、これまでの区の取組と今後の展開について見解を伺います。

今回の想定では、また、高齢者や障がい者などをどう守るかについて、地域コミュニティの必要性などについて改めて示されました。地域コミュニティの醸成には、個々の意識啓発はもとより、行政の支援は欠かせません。都は、新たな被害想定を基に地域防災計画を今後改定し、令和5年度の早い時期に取りまとめたいとしております。本区におかれましても、大田区地域防災計画の改正をされることと思われませんが、今回の都の公表に伴い、不安を感じている区民の方も多数いらっしゃるかと存じます。区として、いち早く実効性のある具体的な対策を区民に分かりやすく示すことを要望いたします。

次に、線状降水帯による集中豪雨に対する備えについてお聞かせください。近年、線状降水帯による大雨によって毎年のように甚大な被害が引き起こされています。これから水害が発生しやすい時期に入りましたが、昨年8月中旬に全国各地で大きな災害をもたらした集中豪雨が発生しました。例年この時期には事例が少なく、前線がまるで梅雨時のように停滞し、湿った空気が流れ込んで雨雲が活発化、線状降水帯が多く発生しました。専門家の中には地球温暖化との関連を指摘する声もあり、線状降水帯の予測は困難とされてきました。

しかしながら、気象庁では、線状降水帯予測精度向上を喫緊の課題と位置づけ、産学官連携で世界最高レベルの技術を活用し、船舶GNSSによる洋上の水蒸気観測等の観測の強化や、大学等の研究機関とも連携した予報モデルの開発を前倒しで進められています。その第一歩として、気象庁では、早めの避難につなげるため、6月1日から線状降水帯による大雨の可能性を予測し、まずは九州北部など大まかな地域を対象に、半日前からの情報提供を開始するとの報道を目にしました。

これらを踏まえまして、線状降水帯発生に伴う集中豪雨に関する危機管理体制と区民への情報発信について、区の見解をお知らせください。

そのような中、職員の方には本当にご苦労さまでありますが、風水害時の配備基準、また配備態勢はどのようになっているのか、休日や夜間において参集が必要となるときは、どのような形で知らされておられるのか、また、職員の参集について、そういった訓練とかということはどうにされておられるでしょうか、お知らせください。

これは私の感覚ですが、以前よりも区内在住の理事者、また職員が減少していると思われる中で、地震や風水害があった際、いざというときに職員だけで本当に態勢が取れるのかどうか、どのように考えておられるか、民間組織との連携など考えておられるのか、区の見解をお聞かせください。

次に、保育の取組について質問をいたします。

本区では、平成27年から6年間で区内認可保育室数は倍増をいたしました。待機児童問題を受けて開設が相次いだ保育所が一転、過剰時代に突入しています。想定以上に早い少子化で、地方だけでなく都市部である本区でも定員割れが出ていて、経営が悪化している事業者が増えて

いることも事実であります。国においては、2025年に保育所の利用児童がピークに達するとの試算も出ていて、本区としても先々のことを考えていかななくてはならないと考えます。保育園は働く親のライフラインで、突然の閉園を防ぐ施策が必要であり、本区としてどう捉えているのか。これまで認可保育園をはじめとして、認証保育、小規模保育、保育ママなど、様々な形で待機児童数ゼロを目指して区としても取り組んでまいりました。こういった事業者の方々の貢献を決して忘れてはならないと考えます。

毎年、新規の施設整備に費用をかけてきたわけではありますが、待機児童もゼロになり、供給過多となった今、今後は既存保育施設の質の向上を求めていくフェーズに来ていると考えます。新規整備にかけていた予算を、まずは施設の安定した運営を図るために充て、そして各施設の質を上げていく取組を行っていく段階に来ているのではないのでしょうか。以前は待機児童問題が課題となっており、区としては、その課題解決に尽力されてきましたけれども、今度は欠員児童問題が新たな課題と認識し、解決をしていかななくてはならないと考えています。

私は、一昨年の予算特別委員会にて区内小規模保育園の欠員問題について質問をさせていただきました。やみくもな施設整備は危険であるということ、法外援護費の支援項目が認可保育所に比べて少ないこと、本来入ってくる公定価格の36.6%にしか過ぎない区が行っている欠員補填について拡充することを主張させていただきました。安定した収入なくして安定した保育の提供はできない。そして、認可園も小規模園も預かり年齢の違いだけで同じ認可園であるとの考えから、統一した運用を図るべきと考えます。

そのために本区としてはどういう取組ができるのか。一つには、例えば法外援護費についてはどうでしょう。公定価格だけでは補い切れない項目を自治体が独自に補助し、補助要綱上の目的である「保育内容の充実と事業の運営の安定を図り、もって児童の健全な発育と児童福祉の増進を図ることを目的とする」とあるように、その自治体の保育園に通所する児童に対し、自治体として安全、安定、安心の保育を提供していくために適用されているかと思えます。

物価の上昇や景気動向によって公定価格の単価の見直しも行われますが、法外援護費の各項目の単価は、かなり長い間、期間据置きではないのでしょうか。また、国の施策や指針も含め、保育業界の動向は大きく変動しています。現場の実態に沿った形での支援を行っていくべきと考えますが、区の見解を求めます。また、そもそもの欠員が出ない環境を区としてどう取り組んでいくか、区の見解をお聞きいたします。

今後とも、区内施設の保育の質の向上や設備の充実にご努力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。常に区民に寄り添い、住んでいて本当によかったと思っただけの大田区に行政の皆さんとともに作り上げていきましょう。以上でございます。

<回答>

▶須川危機管理室長

私からは、初めに、線状降水帯発生に伴う危機管理体制と情報発信に関するご質問にお答えをさせていただきます。

近年、線状降水帯の発生が大きな被害につながっていることから、気象庁では、被害を最小限にするため、半日前から6時間前までに線状降水帯発生情報を提供することとしました。これにより、区は、早期の体制構築が可能となり、大雨や土砂災害などの危険情報を継続的かつ具体的に確認し、機を失することなく区民の皆様へ情報発信を行います。また、大田区での発生可能性が高い場合には、いつでも避難所を開設できる体制を構築しております。区民の皆様へは、防災ポータルサイト及び防災アプリなどで線状降水帯発生の可能性をお知らせするとともに、緊急時には防災行政無線、区民安全・安心メール、緊急エリアメールなどを活用します。区民の皆様に必要な情報を適時適切にお届けできるよう、情報伝達体制のさらなる強化に努めてまいります。

次に、風水害時の配備基準、配備態勢に関するご質問ですが、被害が発生するおそれがある場合には、気象状況及び気象データなどを収集、分析し、いつ、どのような態勢を取るかを検討しています。区は、気象庁から発表される注意報、警報や、気象会社から提供される災害リスクスケール、河川の水位情報などを判断基準とした態勢設置基準を定めており、それぞれの態勢ごとに定めた部局が参集し、連携して業務に当たっております。風水害は事前の予測が可能であるため、休日・夜間での被害が想定される場合には、事前に態勢の検討、決定をしますが、不測の事態に備え、関係者間で情報共有できるよう、緊急連絡網やSNSを活用したネットワークを整備しております。区民を災害から守るためには、何よりも職員の高い防災意識が必要です。様々な場面を想定した訓練を繰り返すことにより、気象の変化を見逃すことなく、迅速、的確に対応できる危機管理体制の構築に努めてまいります。

次に、いざというときに職員だけで態勢が取れるのかとのご質問ですが、区は、災害時における動員計画及び業務計画を策定し、災害対策本部や避難所等の運営を迅速かつ安定的に実施できるよう、非常配備態勢を整えております。また、被災現場の迅速な復旧作業や援助物資の輸送業務など、専門的、高度な知識、技術を必要とする業務について、大田建設協会や大田造園協会などと協力協定を結び、連携して対応することとしております。一方、新型コロナウイルス感染症への対応や避難行動要支援者の受入れ体制整備など、さらなる運営体制の強化も求められております。そこで、避難所の開設準備等を迅速に行うための応援体制の構築をはじめ、他自治体の仕組みや制度を参考とした新たな体制づくりの検討を進めているところです。近年、激甚化、頻発化する地震や大規模な風水害の発生に備え、区の体制強化と民間組織を含む関係機関との連携について、さらに強化してまいります。私から以上でございます。

▶有我こども家庭部長

私からは、保育に関する2点のご質問にお答えいたします。

まず、保育事業者に対する支援についてのご質問ですが、長年の課題であった待機児童は、令和3年4月にゼロとなり、これからは待機児童の発生を抑制するとともに、保育の質の確保と一層の向上に取り組むことが重要であると考えております。私立保育所において良質な保育サービス提供の前提となる安定的な運営を図るためには、保育の実施者である区が一定の支援を行う必要があります。法外援護費は、国が定める公定価格に加え、区の状況に応じた保育サービスを提供していただくために、小規模保育所を含めた私立認可保育所運営事業者に対する補助金として交付しております。補助の内容につきましては、社会情勢の変化等により新たな課題への対応が必要となることもございます。国は、今後、公定価格について抜本的に見直すこととしており、その内容を確認してまいります。あわせて、事業者の声も丁寧にお聞きし、保育の現場の必要性に即した適切な支援について精査を行ってまいります。

次に、欠員に関する取組についてのご質問ですが、これまで欠員の多くは新規開設した保育所で、入園する児童の少ない3・4・5歳児クラスで多く発生し、その対策として、余裕定員を活用した一時預かりなどに取り組んでまいりました。それに加え、今年度は、育児休業の取得が促進されたことや就学前人口の減少などからゼロ歳児クラスの欠員が増加しております。これまでも保育ニーズの変化に応じた保育サービス定員の変更を適時に実施してまいりましたが、保育環境の向上につながる認可保育所全体の定員の見直しなど総合的な検討を進める中で、欠員の抑制に努めてまいります。私からは以上でございます。

▶西山まちづくり推進部長

私からは、防災まちづくりに関する四つの質問に順次お答えしてまいります。

まず、ブロック塀改修の取組状況に関するご質問ですが、平成30年9月以降、区のブロック塀改修等に関する助成実績は、狭あい道路拡幅整備事業、生垣造成助成及び植栽帯造成助成を含め、令和3年度末の時点で合計134件となり、この半年間で14件増となっております。そのうち通学路沿いのブロック塀は、この半年間で6件増え、29件となりました。また、大阪府北部地震発生後、区が通学路沿いの民有地のブロック塀を調査したうち、高さ2.2メートルを超え、または劣化相当に該当するブロック塀は、令和3年度末の時点で未改修が113件となり、この半年間で1件の改修が進んだ状況でございます。区では、こうした助成実績や未改修件数につきまして追跡調査を実施

し、状況の把握に努めております。これまでも助成限度額を引き上げており、引き続き、制度拡充した助成事業の普及啓発や、戸別訪問などによる所有者への働きかけを行うことで、危険な塀の改修が進むよう粘り強く取り組んでまいります。

次に、ブロック塀助成事業の推進に関するご質問ですが、区としましては、改修を要するブロック塀等の所有者に対し、様々な働きかけを行うとともに、助成制度の期限をご案内することで、劣化等のある塀の早期改修を図るべく、事業の最終年度である残りの期間においても、しっかりと働きかけを続けてまいります。今後の取組につきましても、引き続き、教育委員会と連携を図り、通学路沿いにある危険な塀の改修を一件でも多く進めていくため、これまでの事業効果を検証した上で、事業の手法や制度の在り方について検討し、より一層の安全性が確保されたまちづくりの推進に向け、着実に対応してまいります。

次に、木造住宅密集地域の不燃化と新設した用地課の今後の展望に関するご質問ですが、区では、燃えないまちづくりを目指し、防災都市づくり推進計画を策定した東京都や国と連携して、不燃化特区等の地域を対象に取組を優先的に進めているところでございます。現在、不燃化特区のうち、羽田二・三・六丁目地区において、市街地が延焼しにくい比率を示す不燃領域率は、東京都の推計値となりますが、不燃化まちづくり助成を開始した平成27年度の35.3%から44.3%へと上昇しており、火災に強い建物が増えた結果、延焼による建物の焼失率も約80%から約25%へと大幅に改善しております。

また、同地区では、消防活動や避難に有効な道路が充足されておらず、防災上有効とされる幅員6メートルの道路空間の整備も重要です。一方、道路整備のためには事業用地の確保が不可欠ですが、これには相当な困難も伴います。このため、本年4月、まちづくり推進部に用地課を新設し、用地取得の専門性の強化を図るとともに、迅速かつ積極的な用地取得を可能とする体制を整えたところでございます。同地区において、消防活動や避難の円滑化に向けて、拡幅整備を重点的に行う3本の路線を設定しておりますが、今後、新たな組織体制の下、防災まちづくり課をはじめ庁内関係各課との密接な連携を図りながら、必要な事業用地の確保に邁進するとともに、不燃領域率の上昇に向けて、東京都が発表した新たな被害想定を踏まえ、地域の皆様とともに取り組んでまいります。

最後に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業に関するご質問ですが、区では、平成23年10月に当該助成事業を開始し、これまでに当該制度を活用し、区が所管する全ての対象建築物の耐震診断が完了しております。また、国や東京都の制度拡充に合わせ、区も制度拡充を行ってまいりました。昨年度は、国の制度移行に伴い、これまで国から建物所有者へ助成していた制度を、区から直接助成する制度へ統合いたしました。現行制度は助成割合を最大9割まで拡充しています。このような制度拡充と併せ、耐震化の働きかけも強化してまいりました。平成31年に

は区として耐震診断結果を公表し、建物所有者に対し自発的な取組をお願いしてまいりました。一方、東京都と連携しながら、建物所有者へ戸別訪問を毎年実施し、早期の耐震化に向け、助成期限をご案内するとともに、個々の事情に合わせた耐震化の提案等を丁寧に行い、多くの建築物の耐震化を実現しました。今後の助成期限の延長につきましては、これまでの経緯を踏まえ、国や東京都の動向を注視しながら、その必要性を検証してまいります。私からは以上でございます。

▶今井教育総務部長

私からは、通学路沿いの危険箇所における安全確保策についてのご質問にお答えいたします。

まちづくり推進部が把握する通学路における劣化のあるブロック塀などの危険箇所の情報については、適時、教育委員会、学校に提供があり、共有しております。教育委員会では、今年初め、関係部局と連携し危険箇所の確認を行うとともに、学校に伝達し、教職員及び児童・生徒への周知を行い、通学路における安全・安心の確保に努めてきた事例があります。今後も、危険箇所の情報について、都度最新の情報を入手し、各学校と情報を共有してまいります。また、地震や風水害などにより危険度が高くなった箇所があった場合には、学校やPTAなど地域の関係者と協議し、通学路の変更を含め、安全確保のため速やかに対応してまいります。私からは以上です。